

資 料

トーマス＝ジェファソン

「合衆国上院の利用に供するための
議会慣行手引」(2)

後 藤 光 男
森 下 史 郎 共訳
北 原 仁

序	第14章	議事の整理
規則の重要性	第15章	院内秩序 (以上前号)
第1章 規則を固守することの重要性	第16章	書類に関する秩序
第2章 立法府	第17章	討議の順序
第3章 特権	第18章	議院の命令
第4章 選挙	第19章	請願
第5章 資格	第20章	動議
第6章 定足数	第21章	決議
第7章 議院の点呼	第22章	法律案
第8章 欠席	第23章	法律案提出の許可
第9章 議長	第24章	法律案—第1 読会
第10章 奉答文	第25章	法律案—第2 読会
第11章 委員会	第26章	法律案—付託
第12章 全体委員会	第27章	委員会報告 (以上本号)
第13章 証人の尋問		

第16章 書類に関する秩序

書記官は、いかなる雑誌、記録、説明もしくは書類も卓上またはその手中から奪われてはならない⁽¹⁾。

プリン氏 (Mr. Prynne) は、全体委員会において委員会の命令またはその知るところなく、法律案の誤りを修正したとき、懲罰を受けた⁽²⁾。

法律案の紛失があるならば、議院は、議員が抗議し、次のように署名するよう決議した。「万能の神とこの名誉ある議院を前にして、私自身もわたしの知るかぎり他のいずれの者も表題の付された法律案を持ち出したり、あるいは、今現在隠したりしていない」と⁽³⁾。

法律案が謄写されたならば、議長の手元に置かれ、議長は何人にも閲覧させてはならない⁽⁴⁾。

(1) 2 Hats. 193, 194.

(2) 1 Chand. 77.

(3) 5 Grey, 202.

(4) Town. col. 209.

第17章 討議の順序

議長が着席しているときには、どの議員も着席しなくてはならない⁽¹⁾。

いずれかの議員が発言しようとするなら、その議員は、脱帽し自分の席から起立して全院もしくは特定のいずれかの議員ではなく、議長に対して語りかけなくてはならず、議長は、発言者の氏名を呼び上げて、議院が発言者は誰なのかを分るようにする⁽²⁾。しかし、体調のすぐれない者は、着席したまま発言してもよい⁽³⁾。

上院では、発言の際には、すべての議員は、起立して議長に語りかけなければならず、発言を終えたときには着席しなければならない⁽⁴⁾。

議員が起立して発言するときには、いかなる質疑もできないが、議院がかれの発言を禁じないかぎり、発言を聴くことができる⁽⁵⁾。

ほぼ同時に2名ないしそれ以上の人数の議員が発言しようと立ち上がるならば、議長は、最初の発言者を決め、その者の氏名を呼び上げ、呼ばれた者が自発的に着席し、他者に譲歩しないかぎり、議長は、次の手順に進む。しかし、「どの議員が最初の番なのか」という質問がなされる場合、議院が議長の決定を黙認できない場合もしばしばある⁽⁶⁾。

合衆国上院においては、議長の決定には、異議は唱えられない。上院規則は、このような文言である。すなわち、同時に2名の議員が立ち上がるときには、議長は、最初の発言者を指名しなければならないが、いずれの場合におい

でも、最初に立ち上がって議長に語りかける議員が最初に発言しなければならない⁽⁷⁾。

同じ日に、あるいは、討議が延期されたなら他日であっても、同じ法律案について、何人も2度以上発言することは許されない。しかし、法律案が同じ日に2度以上朗読されるなら、議員は、いずれの読会の際にも1度は発言が認められる⁽⁸⁾。見解の変更があっても、2度発言を聞いてもらう権利が与えられるものではない⁽⁹⁾。

これに対応する上院規則は、このような文言となっている。上院の許可なしに、同じ日において、1回の討論において、いかなる議員も3度以上発言できない⁽¹⁰⁾。

しかし、真相を明らかにするために再度発言が許されることもある⁽¹¹⁾。あるいは、自説の一部の内容もしくは質疑の仕方や文言について⁽¹²⁾、その点のみに限定して発言の理非に触れないで、または、議院の命令が侵害されるなら、その限りにおいて、内容に互らな⁽¹³⁾、ただ単に主張を明確にするために⁽¹⁴⁾、この命令について、再度発言が許される⁽¹⁵⁾。

しかし、議長が立ち上がって発言するなら、起立している議員は、着席すべきであって、議長が最初に発言を許される⁽¹⁶⁾。しかしながら、議長は、当然秩序問題について発言し、最初に発言を許されるとしても、他の問題について何ら発言することはできない。ただし、議院が議長の知るかぎりの事実を必要とする場合、議院の許可を得て、議長は真相を述べることができる⁽¹⁷⁾。

何人も、無関係なことや論題にかかわらないこと、余計なことや冗長なことを発言できない⁽¹⁸⁾。

何人も、議院活動に対して無礼な言葉を用いてはならず、いずれの議員もなにが非難されるべきかを事前に決めない⁽¹⁹⁾。ただし、これを取り消す動議で締めくくるつもりの場合はこのかぎりではない。しかし、考慮中の提案が依然終了していない間は、委員会がこれを報告したとしても、これの非難は、議院に対する非難とはならない⁽²⁰⁾。

発言中は、何人も、その時点で出席している議員を名前で呼んではならない。しかし、席番で述べたり、もしくは、今の発言者、または質疑に反対の者という言い方はできるが⁽²¹⁾、罵倒するような、辛辣な、あるいは、礼節を欠く物言いで、その者の担当にかかる問題から逸脱することもできない⁽²²⁾。ある措置の結果が厳しい言葉で非難されるかもしれないが、提案の支持者たちの動機を糾弾することは、人身攻撃であって秩序に反する⁽²³⁾。議長は、議題から個人

問題へと逸脱する者 (Qui digreditur a materia ad personam) を制止すべきである⁽²⁴⁾。

議員が議長または上院議員によって秩序を保つよう求められるべきであるときには、その者は、着席しなくてはならず、いずれの秩序問題も、討議なしに議長が決めてはならず、上院への訴えに服し、議長は、いずれの秩序問題についても上院の判断を求めることができる⁽²⁵⁾。

議事録や公文書が読み上げられている間、もしくは、議員が討議で発言中には、いかなる議員も他の議員に話しかけたり、または、上院の議事を妨げたり、もしくは、いかなる印刷物をも読んでではない⁽²⁶⁾。

何人も、シーシーッと野次ったり、せき込んだり、つばを吐いたり⁽²⁷⁾、他の議員に話しかけたり、もしくは、囁いたりして⁽²⁸⁾、他の議員の発言を妨げてはならず、立ち上がったたり、他の議員を妨害してはならず⁽²⁹⁾、議長と発言者との間に割って入ってはならず、議場を横切ってもならず⁽³⁰⁾、あるいは、議場を往来してもならず、机から図書や書類を取りその場で書き物をしてはならない⁽³¹⁾。

しかしながら、全院が自分の発言を聴くつもりがないとか、会話または別に雑音を立てて自分の発言を妨害しようとするのを議員が悟るならば、議院の好むところに任せて着席するのが最も賢明な方法である。というのは、十分な理由なしにこの種の非礼に責任があるとか、あるいは、聴くに値することを発言する議員に無関心だということは、議院にはまれにしか起こらないからである⁽³²⁾。

呼びかけが繰り返されても秩序が回復しないならば、議長は、規則違反を執拗に繰り返す議員を誰でもその名前で呼ぶことができ、それによって、議院は、議員に退席するよう求めることができる。次いで、その議員は、弁明のための意見が徴され、退席しなくてはならない。次いで、議長は、なされた違反について記述し、議院は、処罰の程度について考察する⁽³³⁾。

庶民院における暴行と乱闘の場合とその手続については、以下を見よ⁽³⁴⁾。激しい言葉または乱闘が議員同士の間で生じたら、議院は、常に庶民院議員を護るために、如何なる喧嘩をも訴追しないことを自席で宣言するよう求めるか⁽³⁵⁾、あるいは、議員が議長に注目するよう命じ、議長は、議員の見解の相違を受け入れて議院に報告しなければならぬ⁽³⁶⁾。また、議員は、そうするのを拒否するならば、あるいは、そうするまで、制止される⁽³⁷⁾。

不規則発言は、議員が演説を終えるまで指摘してはならない⁽³⁸⁾。次いで、不規則発言に異議を唱え、演壇の書記がそれを削除するよう望む者は、それを反

復しなくてはならない。それから、議長は、書記に指示して不規則発言を議事録から削除させることができる。しかし、議長が発言は不規則ではないと考えるなら、指示を猶予する。求めがごく一般的なものとなれば、議長は、異議を唱えた議員の述べるように、書記に指示して発言を削除させる。次いで、当該発言が自分の議事録の一部で、不規則発言者に読み上げられたとき、この者は、その言葉が自分の発言ではないと否定でき、その時には、質問して発言がかれのものか否かを決しなければならない。その場合、当該議員は、発言の弁明をするか、発言した際の意味を説明するか、陳謝することができる。議院がよしとするなら、さらなる手続は必要ではない。しかし、依然として2人の議員が議院の考えを聞くよう主張するなら、この質疑が述べられる前に、当該議員は、退場しなくてはならない⁽³⁹⁾。不快な発言の後に、いずれかの議員が発言するか、あるいは、他の院務が介在したときは、この発言は、譴責のために指摘することはできない。そして、これは、議員全員の共通の安全のためであり、発言が直ちに書き留められないなら生じたはずの誤りを防ぐためである。以前は、こうした発言は、同じ日であれば何時にても書き留めてもよかった⁽⁴⁰⁾。

委員会における不規則発言は、議院の場合と同様に記録されなければならない。しかし、委員会は、非難するよう議院に報告することができるにすぎない⁽⁴¹⁾。

上院規則によって、上院議員が他の議員から発言に秩序を求められるならば、議長が充分問題の判断ができるように、非難をまねくような言葉は直ちに記録されなければならない⁽⁴²⁾。

英国議会においては、国王に対する無礼または不穏な発言は、秩序違反である⁽⁴³⁾。

他院での同一議題に関する議論につき発言されたこと、または、この議題について個々の評決または多数意見に言及することは、討議秩序違反である。なぜなら、各院の意見は、各院の自立にゆだねられるべきであり、他院の手続きの影響を受けるべきではないからであり、他院の手続きを引用するならば、両院間の誤解に至るような考えを招きかねないからである⁽⁴⁴⁾。

両院とも他院の議員または官吏に対しいかなる権限も行使できず、議員または官吏の所属議院に不服を申立て、処罰を当該議院にゆだねるべきである。不服が他院の議員による礼を失する発言に関するものである場合には、議員の安全のために(発言を直ちに書き留めることについて)遵守が必要だと思われる

規則ゆえに、処罰させるのは難しい。したがって、直ちに介入し、他院に対する不服申立ての根拠となりうる表現を見過ごさず、両院間に容易にかつ平穩にことを収めることが困難な成行きと非難合戦を防ぐことが、議院、とりわけ議長の責務である⁽⁴⁵⁾。

議員は、自己にかかわる法律案または院務が討議されているときには、出席できず、当該議員が退席するまで、いずれの議員も法律案または院務の内容を話すこともできない⁽⁴⁶⁾。議員に対する非難が委員会報告または議院における証人訊問から生ずるならば、当該議員がそのことから自分の無罪をどの点に向けるべきかが分っているときには、質疑の提起または当該議員に対する非難の前に、かれは、こうした点を聴聞してもらうことができる。次いで、かれは、聴聞されなければならず、質疑が提起される前に、退席しなければならない。しかし、秩序違反または討議の中で生じた問題のように、質疑自体が非難そのものであるのならば、非難が述べられなければならない。つまり、質疑が提起され、その者が聴聞され、退席しなくてはならない⁽⁴⁷⁾。

法律案または質疑において議員の私的な利害がかかわる場合には、当該議員は、退席しなくてはならない。そして、そのような利害が見えた場合には、採決の後でも、その者の意見は、認められなかった。礼儀作法のみならず社会契約の基本原則や何人にも自己の事件で裁判官であることを否認する原則にまったく反する場合には、この規則は、記録にないほど古くから遵守されているものであるから、これを固執すべきなのは、議院の名誉のためなのである⁽⁴⁸⁾。

頭を覆ったままではいかなる議員も、登院できないし、帽子を被ったままでは場所を移動できないし、登院または場所の移動に際して帽子を被ることは、自分の席に落ち着くまでできない⁽⁴⁹⁾。

秩序問題は、先例を調べる時間をとるために延期できる⁽⁵⁰⁾。

英国議会では、議長の全ての決定を議員が支配できる⁽⁵¹⁾。

- (1) Scob. 6. 3 Grey, 403.
- (2) Scob. 6. D'Ewes, 487. Col. 1. 2 Hats. 77. 4 Grey, 66. 8 Grey, 108.
- (3) 2 Hats. 75. 77.1 Grey, 195.
- (4) Rule 3.
- (5) 4 Grey, 390. 5 Grey, 6. 143.
- (6) 2 Hats. 76. Scob. 7. D'Ewes, 434. Col. 1, 2.
- (7) Rule 5.
- (8) Co. 12, 115. Hakew. 148. Scob. 58. 2 Hats. 75.
- (9) Smyth Comw. L. 2. c. 3. Arcan. Parl. 17.

- (10) Rule 4.
- (11) 3 Grey, 357, 416.
- (12) 2 Hats. 73.
- (13) ib. 75.
- (14) Memorials in Hakew. 29.
- (15) Mem. Hakew. 30, 31.
- (16) Town. col. 205. Hale parl. 133. Mem. in Hakew. 30, 31.
- (17) 3 Grey, 38.
- (18) Scob. 31. 33. 2 Hats. 166, 168. Hale parl. 133
- (19) 2 Hats. 169, 170. Ruchw. p. 3. v. 1. fol. 42.
- (20) 9 Grey, 508.
- (21) Mem. in Hakew. 3. Smyth Comw. L. 2. c. 3.
- (22) Scob. 31. Hale parl. 133. 2 Hats. 166.
- (23) Smyth Comw. L. 2. c. 3.
- (24) Ord. com. 1604. Apr. 19.
- (25) Rule 6.
- (26) Rule 2.
- (27) 6 Grey, 332. Scob. 8. D'Ewes, 332. col. 1640. col 2.
- (28) Scob. 6. D'Ewes, 487. col. 1.
- (29) Town. col. 205. Men. in Hakew. 31.
- (30) Scob. 6.
- (31) 2 Hats. 171.
- (32) 2 Hats. 77,78.
- (33) 2 Hats. 167, 7, 8, 172.
- (34) 1 Pet. Misc. 82. 3 Grey, 128. 4 Grey, 328. 5 Grey, 382. 6 Grey, 254. 10 Grey, 8.
- (35) 3 Grey, 128, 293. 5 Grey, 289.
- (36) 3 Grey, 419.
- (37) 9 Grey, 234, 312.
- (38) 5 Grey, 356. 6 Grey, 60.
- (39) 2 Hats. 199. 4 Grey, 170. 6 Grey, 59.
- (40) 2 Hats. 196. Mem. in Hakew. 71. 3 Grey, 48. 9 Grey, 514.
- (41) 6 Grey, 46.
- (42) Rule 17.
- (43) Smyth Comw. L. 2. c. 3. 2 Hats. 170.
- (44) 8 Grey, 22.
- (45) 3 Hats. 51.
- (46) 2 Hats. 219.
- (47) 2 Hats. 121, 122.
- (48) 2 Hats. 119, 121. 6 Grey, 368.

- (49) Scob. 6.
- (50) 2 Hats. 118.
- (51) 3 Grey, 319.

第18章 議院の命令書

議院の戸口は、閉鎖されずに、そのために配置された門衛または武装衛視が管理すべきであるのは当然のことである⁽¹⁾。

上院議院規則によって、議員の考えるところ秘密を要する院務について、上院の戸口を閉鎖するよう提起され支持された動議に基づいて、議長は、傍聴人を退席させるよう指示し、その動議の討議の間は、戸口を閉鎖しておかなくてはならない⁽²⁾。

何者にも上院の議場の戸口から入れ、請願、陳情または演説をなすことを認めるか、あるいは、それが読み上げられるのを聴くのを認めるために、動議を提出してはならない⁽³⁾。

議員がいかなる案件であっても主張できる権利を有する唯一の場合は、現存の議院規則の実施を求める場合である。いずれの議員も、この場合には、すでに決議があれば、議長または議長の任務を担う他の者に決議を実施するよう主張する権利があり、これについては何らの討議も遅延もありえない。したがって、いずれの議員も、議場または傍聴席から部外者を退席させる権利を有し、このために命令書も存在する。あるいは、定足数に満たないときには、議院に告げさせる権利を有する⁽⁴⁾。議院の命令書がどの程度拘束力を有するかについては、次を見よ⁽⁵⁾。

いずれかの個別案件が特定の日に採り上げられるよう命令される場合には、議院は求められたときにはすぐにその案件にとりかかるのかどうかの質疑が提出されなければならない。当日の命令書が、重要なまたは興味深い問題に関するものである場合には、通常、議場が満たされる時間まで（上院では正午である）、それにとりかかるべきではない。

当日の命令書は、いつでも実行できるが、新たな命令書は、別の日になされる⁽⁶⁾。

会期の終わりが近づきつつあって、重要な法律案は全て提出されるときには、議院は、それ以上重要ではない法律案でもって中断されないように、他院から送付されてくるものを除き、新たな法律案を提出しないよう決議すること

がしばしばある⁽⁷⁾。

議院の命令書全てが会期とともに終了し、会期の終了後にそのような命令書で拘禁された者は、ヘイビアス・コーパスによって解放することができる⁽⁸⁾。

憲法が各院に議事規則を定めることを認める場合、その場合には、立法権、執行権または司法権の規則で憲法が議院にゆだねたものと、こうした場合に関係するものでその規則の施行に必要なものと解さなければならない。しかし、命令書と決議は、しばしば議事録に記載されるが、演説への出席や行進への參觀等の招待の受諾のようなものは、議事録と無縁である。後者は、儀式に参加したいと思う者たちの中での単なる慣習にすぎないと解されなければならない、それゆえ、議院の記録にとどめるにはおそらく不適切であろう。

(1) Mod. ten. Parl. 23.

(2) Rule 18.

(3) Rule 19.

(4) 2 Hats. 87, 129.

(5) Hakew. 392.

(6) 3 Grey, 48, 313.

(7) 3 Grey, 156.

(8) Raym. 120. Jacob's L. D. by Ruffhead. Parliament, 1 Lev. 165. Prichard's case.

第19章 請 願

請願書 (A petition) では何事かが嘆願される。陳情 (A remonstrance) には嘆願がない⁽¹⁾。

請願書は、請願者が同席しないのであれば⁽²⁾、あるいは、署名が不可能でなければ⁽³⁾、署名し、議員が間違いのないことを保証しなくてはならない⁽⁴⁾。しかし、請願書には署名がなくとも、請願を提出する議員がすべて請願人の自署であって、最初に氏名が記されていることを保証するときには、質問の上、上院が受理した (1800年3月14日)。請願に疑問がもたれたならば、議員または議員以外の者による請願者の筆跡を知っているという確認が必要である⁽⁵⁾。請願書は、請願者ではなく、議員が提出し、議員が手に持ってこれを開示しなければならない⁽⁶⁾。

上院に向けられたいずれかの請願または建白書が受理され、演壇で読み上げられる前に、それが議長の紹介によるものであれ、議員の紹介によるものであ

れ、請願書またはその紹介者は、その内容の概略を口頭で説明しなければならない⁽⁷⁾。

通常、請願書を受領する動議が提出され、受理すべき否かという質疑がなされなければならない。しかし、議場から「受理」という声がかかるか、または、議場が沈黙していても、この質疑手続きは免除される。その場合、それは、演壇で読み上げられ、処理される。

- (1) 1 Grey, 58.
- (2) Scob. 87. L. Parl. c. 22. 9 Grey, 362.
- (3) 1 Grey, 402.
- (4) 3 Grey, 418.
- (5) 6 Grey, 36.
- (6) 10 Grey, 57.
- (7) Rule 24.

第20章 動議

動議が提出されたときには、これは、支持があるまで、質疑に付されるか、または、討議してはならない⁽¹⁾。

上院の定めでは、動議に支持があるまで、何らの動議も討議されるべではない⁽²⁾。

動議は、その時に初めて、議院の管理するところとなり、議院の許可による場合を除いて、撤回することはできない。議院または議長が求めるならば、動議は書き留められ、議員に知らせるためその望みだけの回数議長がこれを全院に読み上げなければならない⁽³⁾。

上院規則は、次のとおりである。動議が提出されて支持されるときには、議長または議院のいずれかの者が求めるなら、書面にしたためられ、その動議が討議される前に、机上に配布され、読み上げられなければならない⁽⁴⁾。

ある者が演説中であるのにもかかわらず、延会または当日の命令書の動議を、別の議員がなしうるか否かという問題がありうる。それはできない。2人の議員が演説を申し出るときには、最初に立ち上がった者が、演説を聴いてもらうことができ、他の議員が最初の議員を遮るのは、かれが演説から逸脱して規則の遵守を求める場合を除いて、規則違反である。そして、規則問題にかたがつけば、かれは、いぜん最後まで演説を聴いてもらうことができる。延会または当日の命令書の請求が議席にいる議員諸君より出されても、これは、動議で

はない。いかなる動議も、起立し議長席に話しかけずに提出できない。そのような請求自体が規則違反であって、起立した議員は、請求が討議の続行に対して全院が我慢できないという表れとしてその請求に敬意を払うにしても、それでも、その議員が選ぶならば、討議を続ける権利を有する。

- (1) Scob. 21.
- (2) Rule 6.
- (3) 2 Hats. 82.
- (4) Rule 7.

第21章 決 議

議院が求めるときには、それは「命令書 (order)」による。しかし、事実、原則、議院自体の意見や目的は、決議のかたちで表明される。

書記に対する手当金支給の決議が提出されたとき、これは、規則にないものとして異議が出され、議長も同様に決した。しかし、上院への訴えに基づき(すなわち、規則6にしたがって議長の疑念によってかれが上院の意見を求めること)、決議は覆された⁽¹⁾。わたしは、疑問は手当金支給が法律案以外の方法で可能だったのか否かという点にあったと思う。

- (1) Journ. Sen. June 1, 1796.

第22章 法律案

あらゆる法律案は、可決される前に3回の読会を受け、議長は、各読会でそれが1回目なのか2回目なのか3回目なのかを知らせ、どの読会も3日それぞれ違う日になされることを知らせなくてはならない。ただし、上院が満場一致で別途命ずるか、もしくは、両院合同の表決によるか、または、任期満了によって、会期が3日以内に迫っている場合は、このかぎりでない⁽¹⁾ (訳注)

- (1) Rule 26.

(訳注) 28年版は、「両院合同」以下の文を欠いている。

第23章 法律案提出の許可

法律案提出の許可を求める動議を提出するつもりであるなら、少なくとも1日前に通知しなければならない⁽¹⁾。

議院が何らかの問題に関する法案を提出したいときには、提出理由を概略的に議院に説明し、表題付法律案等の提出許可の動議で締めくくる。許可が与えられれば、質疑に基づいて、法律案を準備し提出するために委員会が任命される。動議を提出した者と支持者は、必ずこの委員会に任命され、さらに1人ないし複数の議員が追加される⁽²⁾。

法律案は、何らの削除または挿入もせずに、そのままに記述の上提出されなければならない、さもなければ、議長は、これを拒否できる⁽³⁾。

- (1) Rule 25.
- (2) Hakew 132. Scob. 40.
- (3) Scob. 41. 1 Grey, 82, 84.

第24章 法律案—第1読会

法律案が最初に提出されたとき、書記は、これを卓上で読み上げて、議長に手渡し、議長は、起立して、法律案の表題と、これが第1読会であり、問題はこれを2度読むべきか否かということになることを議院に説明する。次いで、議長は、着席して異議申立てを受け付け、異議申立てがなければ、再び起立して法律案を2度読み上げるべきか否かを問う⁽¹⁾。法律案は、第1読会では修正できない⁽²⁾、通常その時には法律案が異議が唱えられることはなく、唱えられても却下できる⁽³⁾。

- (1) Hakew 137. 141.
- (2) 6 Grey, 286.
- (3) D'Ewes, 335. col.1. 3 Hats. 198.

第25章 法律案—第2読会

第2読会は、別の日になされるのが通例である⁽¹⁾。これは、卓上で書記が読み上げ、書記は、これを議長に手渡す。議長は、起立し、法律案の題号と、これが第2読会であり、問題は法律案を付託するか、完了案とするか、3度読むべきか否かということになることを議院に説明する。しかし、法律案が他院から来たのであれば、常に完了案としてくるのであるから、問題はこれを3度読むべきか否かということになることを説明し、法律案の状況を報告する前には、何人もこれについて発言してはならない⁽²⁾。

合衆国上院にあっては、議長は、法律案の表題と、全体委員会としてすぐに

これを審議すべきであり、問題はこれを3度読むべきか否かということか、あるいは、特別委員会に付託すべきかとなることを説明する。

- (1) Hakew. 143.
- (2) Hakew. 143. 146.

第26章 法律案—付託

動議と質疑に基づいて法律案を付託すると決せられるならば、これを全体委員会または特別委員会に付託する動議を提起できる。後者であるなら、議長は、委員会の指名の手続きをとる。また、いずれの議員も1人指名でき、書記は、この者を委員として書き留めなければならない。しかし、議院に人物と人数の支配権があり、いずれの者にも疑問が提起されるならば、いかなる場合でも委員会に議院の好む者を任免できる。

法律案の個別部分に異議のある者は、委員とすべきである。しかし、法案全体に直ちに異を唱える者は委員とすべきでない。というのは、完全に破棄しようとする者は、その法律案を修正しないだろうし⁽¹⁾、あるいは、著書にあるように⁽²⁾、面倒を見ない子守に子どもを任せるべきではないからである⁽³⁾。それゆえ、「反対の立場を鮮明にする者は、いかなる案件であれ用いるべきでない」というのが不変の規則なのである。さらに、法律案に反対の議員は、誰でも自分が委員会に指名されるのを聴き及ぶときには、ご遠慮願うべきである。したがって、1606年3月7日、ハドレー (Mr. Hadley) 氏は、質疑がなされると、案件そのものに反対の立場を鮮明にし、委員になることを遠慮した⁽⁴⁾。

いかなる法律案も、2度読み上げられるまでは承認または修正してはならず、その後、委員会に付託される⁽⁵⁾。

常任委員会の任命では、数回の投票で各委員会の委員長を任命する手続きをとり、次いで1回の投票で各委員会を満たすのに必要な他の委員を任命するが、常任委員会議長の選出には、全投票の過半数によらなくてはならない。他の全ての委員も投票によって任命されなければならないが、相対多数の投票で選出しなくてはならない。何らかの議題または案件が委員会にゆだねられたときには、類似の性質の議題または案件も、動議に基づいてその委員会に付託できる⁽⁶⁾ (脚注1)。

書記は、委員会のどの委員にも法律案を配布できる⁽⁷⁾。しかし、最初に任命された者に配布するのが通例である。

議院は、ある場合には委員会が直ちに委員会室に引きこもり、法律案の決をとり、これを持ち帰るよう命じ、議院が開かれた⁽⁹⁾。

委員会は、議院が委員会の時と場所を示さなかったならば、自ら好む時と場所で集会する⁽⁹⁾。しかし、委員会は、全体集会のときのみ活動でき、別個の協議や同意によっては活動できず、実際に集会して委員会で同意したこと以外には、委員会報告としない。

委員会の過半数を議事の定足数とする⁽¹⁰⁾。

いずれの議員もどれか選定の委員会に出席できるが、投票することはできず、委員会全員のために場所を空けなくてはならず、委員会の末席に着かなくてはならない⁽¹¹⁾。

委員会は、自己にゆだねられた法律案または他の書類に対して完全な権限を有するが、表題または論題を変えることはできない⁽¹²⁾。

委員会が選定であるか全体委員会であるかにかかわらず、委員会に提出された文書は、法律案、決議、勅語奉答文案等であり、委員会の原案のこともあるし、委員会に送付されたものであることもある。いずれの場合であっても、始めに文書全体が書記によって読み上げられ、次いで段落ごとに委員長によって読み上げられ⁽¹³⁾、各段落の末尾ごとに休止し、提案があれば修正の提議を求める。別個の議題についての表決の場合、委員会の原案によるものであれば、議題ごとに修正または不修正として、議題ごとに提議され、文書全体について最終的な提議はなされない⁽¹⁴⁾。表決が同じ議題に関するものであれば、文書全体に対して提議がなされる。文書が委員会の原案による法律案、勅語奉答文またはその他の文書であれば、委員会は、段落ごとに作業進行し、提案があれば、字句の挿入または削除を求める修正の提議をするが、段落ごとに別個の同意を与える提議はなされない。提議は、終了時になされ、その際、文書が修正または不修正として文書全体に同意するよう提議がなされる。しかし、もしそれが委員会に送付した文書であるなら、提案があれば、修正を求める提議の手続きをとるが、文書全体について最終的な提議はなされない。なぜならば、表決によって変更または削除されないかぎり、議院が可決した文書の全ての部分が当然有効であるからである。委員会が文書全体に反対であって、修正しても改善の余地がないと思っても、委員会は、これを拒否できず、ただ、修正せずに議院に報告し直して、そこで修正しなくてはならない。

いずれかの文書を審議し修正する自然な順序は、冒頭から始めて文書全体に互り段落ごとに進行するが、英国議会ではこの順序が極めて厳格に遵守される

ので、後半部分が修正されたときには、前半部分については、議員諸君は立ち戻って修正することができない⁽¹⁵⁾。多人数の集会では、このような制約は、間違いなく重要である。しかし、合衆国上院においては、われわれは主に自然の順序で段落を審議し修正するとしても、立ち戻ってもよく、これはそのような小さな機関にあっては概して不都合を上回る利点となる。

頭から始めるというこの自然の順序には、唯一の例外が議会慣習に見られる。法律案が委員会で取り上げられるとき、または、その第2読会の際には、委員会は、その法律案の他の部分が終了するまで前文を延期する。その理由は、法律案の本体審議で前文も変更できるからである⁽¹⁶⁾。

この論点について、1800年3月6日に次のような事件が上院で発生した。すなわち、前文を欠く決議文がごくわずかの原文の言葉しか残らないほどに上院によって修正されてしまってから、前文を付する動議が提出された。前文には決議文とひどくことなる点があり、動議の提出者は、決議文の本体に適切な修正を後で提案するとのめかした。決議文本体が片づくまでは前文を取り上げないことには、異議が唱えられた。しかし、前文は、受諾された。つまり、われわれは事実上決議文本体を終了したのだから、修正が提出されるにつれ原文のほとんどが残らないまでに決議文を修正してしまったのである。したがって、前文を審議するには、適切な時となり、提出されたものが決議文に合致するか否かは、議院が決めることなのである。実際、動議提出者は、後に決議文本体に提案するとのめかしていたが、議院には提案がなく、提案はかれの胸中にあり、撤回できるものであった。上院の慣行も、修正のために行きつ戻りつ繰り返し論ずることを認めているが、後の部分の修正で前の部分の修正を削除することを認めないし、逆の場合も同様である。

委員会が全てを終えたときには、委員会は散会し、議員は、議長が場合により修正の有無にかかわらず、書類を議院に報告するよう動議を提出する⁽¹⁷⁾。

委員会で一度可決されたなら、表決を変更できるのは議院に限られ、その表決は委員会自体を拘束する⁽¹⁸⁾。

委員会は、法律案本体を削除し、語句を挿入し、あるいは、塗り潰すことは許されないが、別途文書に修正を記して、挿入または削除すべき文言を説明しなければならならず⁽¹⁹⁾、その場合、法律案の頁、行および文言を示さなければならぬ⁽²⁰⁾。

(1) Hakew. 146. Town. col. 208. D'Ewes, 634. col. 2. Scob. 47.

(2) 5 Grey, 145.

- (3) 6 Grey, 373.
- (4) Scob. 46.
- (5) Rule 27.
- (6) Rule 34.
- (7) Town. col. 138.
- (8) Scob. 48.
- (9) 6 Grey, 370.
- (10) Elsynges method of passing bills, 11.
- (11) Elsynges, 12. Scob. 49.
- (12) 8 Grey, 228.
- (13) Scob. 49.
- (14) 3 Hats. 276.
- (15) 2 Hats. 90.
- (16) Scob. 50. 7 Grey, 431.
- (17) 2 Hats. 289. 292. Scob. 53. 2 Hats. 290. 8 Scob. 50.
- (18) 1607, June 4.
- (19) Scob. 50
- (20) Scob. 50

(訳注1) この段落は、12年版では、次のとおりである。「委員は、すべて投票により任命され、相対多数をもって当選とする」。

第27章 委員会報告

委員長は、自席で起立して、次のように全院に報告する。法律案が付託された委員会は、規則にしたがって法律案を審議に付し、委員長は、(事例によって)何らの修正もせずに、または、数箇所の修正をほどこして法律案を報告するよう命じられ、議院が喜んで承諾するならいつでも報告できるできると。そして、委員長または他の者も、修正は直ちに受理すべきだという動議を提出できる。しかし、議場から「今、今」という声が上がれば、一般的に動議と質疑の手続きを省く。次いで、議長は、修正を法律案に照合しつつ読み上げ、変更と委員会の修正理由を明らかにした後で、全体を終了する。次いで、委員長は、書記の卓上に法律案を交付し、その場で報告にかかる修正案が本文と照合せずに書記によって読み上げられ、それから、議院が報告書を適宜採り上げるまで、卓上におかれる⁽¹⁾。

報告がなされると、委員会は、散会となり、新たな権限が付与されないかぎり活動できない⁽²⁾。しかし、委員会は、表決をもって復活させることができ、

同一案件が委員会に再付託される⁽³⁾。

- (1) Scob. 52. Hakew. 148.
- (2) Scob. 51.
- (3) 4 Grey, 361.